

令和2年3月3日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報基準の暫定基準を適用した運用の見直し～
(平成30年9月6日及び平成30年9月7日付お知らせ関連)

平成30年北海道胆振東部地震により震度5強以上を観測した市町村においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、北海道及び各気象台が、降雨及び土砂災害発生の状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を適用した運用について、令和2年3月10日14時（日本時間）より下記のとおり見直します。

記

○土砂災害警戒情報

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町

苫小牧市、新冠町、新ひだか町、江別市、恵庭市、三笠市、長沼町

暫定基準の割合を7割から8割に引き上げて運用する市町

厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町、札幌市、千歳市

○大雨警報・注意報

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町

苫小牧市、新冠町、新ひだか町、江別市、恵庭市、三笠市、長沼町

暫定基準の割合を7割から8割に引き上げて運用する市町

厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町、札幌市、千歳市

以上